

用地境界杭特記仕様書（農地）

第1条 適用範囲

本仕様書は、用地境界杭設置における、出来型管理を適切に行うために定めたものである。

第2条 管理基準

区分	座標値の出合差	点間距離の較差
甲2（市街地）	20mm	$0.02+0.005\sqrt{S}$ m
甲3（平地）	40mm	$0.04+0.010\sqrt{S}$ m
乙1（山地）	60mm	$0.06+0.020\sqrt{S}$ m

Sは点間距離（単位m）

第3条 測定基準

1 測定基準

- (1) 区分は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 設置した全ての用地境界杭で実施する。
- (3) 設置した器械点以外の点から測定し、その出合差をもって管理する。
- (4) (3)の方法が出来ない場合は、設置した器械点を使用し、基準方向を変えて測定し、その出合差をもって管理する。
- (5) (3)、(4)の出合差の管理ができないときは、他の器械点において測定した用地境界杭からの点間距離を測定して管理する。

第4条 特記仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。

